

1. 企業会計原則による財務諸表を作成すること。
国会提出の予定財務諸表は、全く企業会計原則にのっとっていない。
→実状が全くわからない。企業会計原則に従った作成をしなければならない。
い。
2. 上記資料のない状態で、議論をすすめるのは適当でなく、結論を導き出すのは危険である。
3. 仮に国立がんセンターの予定財務諸表を見てみると、企業としてがんセンターは、既に破綻している。
(例) 22年度診療収益(26,837百万円)－診療業務費(27,465百万円)＝△628百万円
臨床研究業務収益(3,562百万円)－同研究費(4,061百万円)＝△499百万円
つまり、この例だけでも、診療代も研究費も自ら稼いでいないことになる。
(注)上記2つの費用には、減価償却費(4,957百万円)と支払利息(2,016百万円)を全く負担させていない。企業会計を適用すれば、年間実質80億円程の赤字ということになる。
4. 運営費交付金収益11,177百万円の根拠が不明である。
即ち、この交付金は、通常の企業活動運営費を補填するものであってはならない。国家として、センターに期待する内容に見合ったもの(例;高度医療開発費)に限定し、その支出根拠理由を明確にすべきである。
(現状は、がんセンター運営結果のマイナス分を、意味もなく負担していることになっている)
5. 従って、本センターは破綻企業として捉え、その前提で再建策を考えるべきである。
例えば、(1)先ず正確な財務諸表を作成して
(2)債権・債務を整理して
(3)新生国立がんセンターとしてスタートさせる
6. (1)来年度予算には間に合わない。従って、本予算は暫定として組み、
(2)1年間(2010年10月までに)再建策を検討策定し、2011年度から財務的にも独立運営させるべきである。
(3)再建の状況をチェックするため、内閣府に経営委員会等の第三者チェック機関を設け、その運営の適正化と、政府交付金の適正化をはかるべきである。